第4章 高齢者福祉事業の取組

第1節 高齢者ほほえみセンターの活用

在宅の高齢者や自宅に閉じこもりがちな高齢者等に対し、保健予防活動や生きがい対策を 含めた各種保健福祉サービスを提供することにより、健康寿命の延伸及び介護給付費の削減 に寄与する。また、高齢者が社会参加することで、家庭や地域社会で培った豊かな経験と知 識・技能等が地域社会の資源として活用されると同時に、活動を行う高齢者自身の生きがい 創出や自己実現、生活の質の向上にもつながる。

1 介護予防拠点としての高齢者ほほえみセンター

高齢者ほほえみセンターは、介護予防事業を積極的に推進する介護予防拠点とし、生きがいづくり、閉じこもり予防、保健予防を含めた保健福祉サービスの総合的な提供を推進する。

- ○高齢者への介護予防事業として、筋力向上トレーニング、栄養改善、口腔ケア等の事業を 積極的に推進するとともに、日常的な活動の中でも、ほほえみサポーター、与ーいきいき メイト及び介護予防リーダー等を中心とした介護予防活動を実施する。
- 〇高齢者の健康維持、生きがいづくり、閉じこもり予防に関する対策事業として、地域の実情に応じた季節行事活動、食事の提供、手芸、絵手紙作成、輪投げ、カラオケ、ダンス等の活動・スポーツ(グラウンドゴルフ、卓球等)を自主的に開催する。

2 運営状況

- 〇地域の実情に応じて、自治会長、自治公民館長、民生委員等の地域住民や有志ボランティアグループ等が中心となって「高齢者ほほえみセンター管理運営委員会」を組織し、施設運営にあたっている。また、日常的な運営活動のサポートは、ほほえみサポーターや与ーいきいきメイトが担っている。
- ○各高齢者ほほえみセンターでは、絵手紙、押し花、編み物、囲碁将棋等の趣味教室や、輪投げ、グラウンドゴルフ等の軽スポーツのほか、季節行事、食事会・誕生会、小中学生との交流事業等、地域の特性を活かした事業活動を行っている。
- 〇一部の高齢者ほほえみセンターは、子どもと高齢者及び子育てに取り組むお母さんたちの 世代を越えた交流の場としても機能している。また、高齢者の健康寿命を延ばすためのバ ランスの良い食事の提供に取り組んでいるセンターもある。

【日常生活圏域別高齢者ほほえみセンター設置状況一覧】

2017 (平成 29) 年 10月 1日現在

圏域	圏域人口	高齢者数	高齢化率	高齢者 ほほえみ センター 利用率	高齢者 ほほえみ センター 名称	高齢者 ほほえみ センター 実利用人数	開所年月
					寺町	99	1999 (H11) . 10
					若草	60	2001 (H13) . 10
大田原	8, 541	2, 348	27. 5%	17. 3%	元町	91	2006 (H18) . 7
					大手清水町	119	2006 (H18) . 10
					仲町 (下町より移行)	37	2014 (H26) . 4 (1999 (H11) . 10)
紫塚	5, 791	1, 516	26. 2%	6. 4%	深川	97	2001 (H13) . 11
西原	14, 519	2, 809	19.4%	5. 0%	西原 (美原)	140	2000 (H12) . 10
					中田原	56	2000 (H12) . 10
金田北	8, 535	2, 211	25. 9%	15. 7%	市野沢	47	2001 (H13) . 10
					福寿草	244	2013 (H25) . 6
Ant	4 554	1 250	20.0%	0 10/	金丸	75	2000 (H12) . 10
金田南	4, 554	1, 359	29. 8%	9. 1%	鹿畑	48	2002 (H14) . 10
親園	4, 927	1, 247	25. 3%	7. 5%	親園	93	1999 (H11) . 11
肥冰	6, 108	1, 818	29. 8%	20.0%	薄葉	177	1999 (H11) . 11
野崎	0, 100	1,010	29.0%	12. 1%	下石上	42	2000 (H12) . 10
佐久山	2, 459	914	37. 2%	3. 9%	佐久山	36	2000 (H12) . 10
但油 L	4, 396	1 522	34. 9%	12 00/	佐良土	100	2006 (H18) .6
湯津上	4, 590	1, 533	34. 9%	13. 8%	蛭田	112	2008 (H20) . 4
黒羽	3, 850	1, 308	34. 0%	6. 9%	黒羽	90	2011 (H23) .5
川西	4, 644	1, 310	28. 2%	12. 1%	川西	158	2008 (H20) .8
両郷	2, 161	796	36.8%	13. 9%	両郷	111	2009 (H21) . 4
					須佐木	74	2006 (H18) .8
須賀川	1, 586	708	44. 6%	32. 0%	川上地域	45	2011 (H23) . 5
			須賀川	104	2012 (H24) . 6		
合計	72, 071	19, 877	27. 6%	11. 3%		2, 255	

※実利用人数/高齢者数=高齢者ほほえみセンター利用率

24 か所高齢者	2015	2016	2017	2018		
ほほえみセン	(平成 27)	(平成 28)	(平成 29)	(平成 30)	2019 年度	2020 年度
ター	年度	年度	年度	年度		
利用人数	2, 147 人	2, 255 人	2, 278 人	2, 300 人	2, 323 人	2, 346 人
利用延人数	59, 793 人	67, 925 人	68, 604 人	69, 290 人	69, 983 人	70, 683 人

3 今後の高齢者ほほえみセンターの事業展開

介護予防拠点たる高齢者ほほえみセンターの運営を更に強化、充実させるため、第7期計画期間において次の事項を重点的に実施する。

○ 地域住民への周知・広報

高齢者ほほえみセンターのさらなる利用促進のため、活動内容等について一層の周知を行い、利用者の拡大を図る。

○ ほほえみサポーター、与ーいきいきメイト及び介護予防リーダーの活動支援

高齢者ほほえみセンターの日常的な運営活動に不可欠なほほえみサポーターや、与ーいさいきメイト及び介護予防リーダー等の人材確保及び育成に努め、今後もその活動に対し積極的な支援をする。

○ 地域の福祉関連組織等との連携

各高齢者ほほえみセンター管理運営委員会において、介護予防の担い手である介護予防リーダーや与ーいきいきメイト、地域福祉の推進主体である、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、見守り隊組織、自治会、ボランティア団体の連携を強化する。

○ 高齢者ほぼえみセンター管理運営委員会連絡調整会議等の開催

「高齢者ほほえみセンター管理運営委員会連絡調整会議」及び「ブロック別班長会議」を今後も定期的に開催し、高齢者ほほえみセンターの活動内容の学習、情報交換等を通じて全センターの運営の継続的なレベルアップを図る。また、ほほえみサポーターの技能と理解の向上を目的とした「ほほえみサポーター合同研修会」の開催も同様に継続し、日々の運営活動の質の維持、強化が図られるよう支援する。

○ 高齢者ほほえみセンター間の活動交流への支援

高齢者ほほえみセンターの活動内容は、地域によって様々な活動があるため、他の高齢者ほほえみセンターで行われる事業活動に触れ、学ぶ機会を確保し、各センター間の情報交換及び交流を支援する。

○ 介護予防に資する通いの場の検討

利用者の増加及び遠方による来所困難な利用者のため、自治公民館等を活用した通いの場及び利用者の足の問題等について検討していく。

第2節 高齢者生活支援事業の推進

高齢者生活支援事業では、在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、各種の 生活支援サービスを総合的に提供している。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、本市が取り組むべき施策として、約4割の方が 「在宅高齢者を支える保健福祉サービスの充実」を望んでいることから、今後も住み慣れた 地域で安心して生活していくことができるよう支援するとともに、要援護高齢者等の保健・ 福祉の向上を図るため、次に掲げる事業を実施する。

1 外出支援事業

(1) 高齢者等外出支援事業

一般の公共交通機関等の利用が困難な在宅の高齢者に対して、移送用車両により居宅から 医療機関等までの交通の便を確保し、自立した生活の継続に寄与する。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	505 人	489 人	450 人	450 人	450 人	450 人
利用延回数	15, 226 回	15, 087 回	14, 500 回	14, 500 回	14, 500 回	14, 500 回

【今後の取組】

利用人数、利用回数ともに減少傾向にあるが、高齢者数の増加等により、移動支援のニーズは高くなると考えられるため、今後は利用者等からの意見を踏まえ、運行状況及び運行管理体制の改善に努めていく。

(2) 高齢者通院等タクシー事業

公共交通機関を利用することが困難な 65 歳以上の高齢者に対し、通院等に必要な交通の便を確保し、利便性の向上を図る。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	14 人	40 人	60 人	70 人	80 人	90 人
利用延回数	192 回	532 回	650 回	750 回	850 回	950 回

2016 (平成 28) 年度から利用者の自己負担額を引き下げたため、利用人数が増加している。今後も、引き続き高齢者の通院への交通手段を確保するため、運行管理体制の改善に努めながら、事業を継続していく。

(3) 特定非営利活動法人等による福祉有償運送

福祉有償運送とは、身体障害者や要介護者等、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、自家用自動車を利用して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供する事業である。公共の福祉を確保する観点からタクシー等による輸送サービスを補完するものとして、積極的に支援する。

(4)路線バスの維持・確保

路線バスは、高齢者にとって、買い物や通院等日常生活に欠くことのできない公共交通機関のひとつである。

本市では、市営バスと民間路線バス(東野交通)による安定した路線の確保及び両者による運賃体系の調整、更に 65 歳以上の高齢者には、大田原市民証を提示することで、運賃負担の軽減を図っている。

今後は、大田原市地域公共交通網形成計画に基づき、需要に応じた交通システムの導入や バスマップの作成等を検討し、「くらしの足」と「おでかけの足」を支える公共交通の実現を 図る。

(5) デマンド交通運行事業(利用者登録制)

黒羽地区(黒羽・川西・両郷・須賀川)においては、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を目的として予約型のワゴン車両を運行している。

また、運賃体系においては定額運賃としているが、路線バスと同様に65歳以上の高齢者は大田原市民証を提示することで、運賃負担の軽減を図っている。

(6) 大田原市高齢者運転免許証自主返納推進事業

高齢者ドライバーによる交通事故の増加が懸念され、運転免許証の自主返納を推進する機運が高まっている。本市では、運転免許証を公安委員会に自主的に返納した65歳以上の市民に対し、市営バス、デマンド交通及び東野交通の一部の区間に5年間無料で乗車できる無料乗車証と無料乗車券を交付している。

※対象者は運転免許証を返納してから1年以内。

2 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、寝具類の洗濯、乾燥及び消毒サービスを提供することにより、清潔で快適な生活を支援し、生活の安定に寄与する。

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	7人	4人	8人	9人	10 人	11 人
利用延回数	9回	5回	10 回	11 回	12 回	13 回

【今後の取組】

利用人数はわずかであるが、身体的に寝具類の衛生管理が困難なひとり暮らし高齢者等に対して寝具類の洗濯等のサービスを提供することにより、衛生的な日常生活の維持を図るとともに生活の質を確保できるよう今後も支援する。

3 軽度生活援助事業

要援護高齢者に対し、庭木の手入れや家屋の軽微な修繕等の軽易な日常生活の支援を行うことにより、在宅での自立した生活の継続を可能とする。

この事業は、要援護高齢者を元気高齢者が支援する地域づくりを目指し、公益社団法人大田原市シルバー人材センターに委託して実施する。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	137 人	150 人	160 人	170 人	180 人	190 人
利用延回数	1, 916 回	1, 975 回	2, 400 回	2, 450 回	2, 500 回	2, 550 回

【今後の取組】

2017 (平成 29) 年度にサービス利用の単位時間の見直しを行ったため、利用延回数に大きな増加が見られるが、今後はゆるやかに上昇すると見込まれる。

今後も、引き続き簡易な日常生活の支援を継続することで、高齢者の在宅での自立した生活の継続及び要介護状態への進行の抑制を図る。

4 訪問理美容サービス事業

理髪店や美容院に出向くことが困難な在宅のねたきりの高齢者及び重度身体障害者等に対して、理容師又は美容師が高齢者等宅を直接訪問して訪問理美容サービスを提供することにより、衛生的な日常生活の維持を図り、生活の質を確保する。

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	3人	3人	3人	3人	4人	4人
利用延回数	9 🛭	10 回	6回	11 回	12 回	14 回

【今後の取組】

利用人数は少なく、今後も同程度の人数と見込まれるが、外出の困難な高齢者等へ散髪等のサービスを提供することにより、衛生的な日常生活の維持を図り、生活の質を確保できるよう支援する。

5 生活支援ホームヘルプサービス事業

入院中の身寄りのない高齢者等に対して、生活支援のためのホームヘルパーを派遣して適切な家事援助サービス等を提供する。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	11 人	9人	3人	2人	2人	2人
利用延時間	595. 5 時間	546 時間	20 時間	16 時間	16 時間	16 時間

【今後の取組】

2017(平成29)年度に介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことに伴い、利用者を総合事業の訪問型サービスへ移行したこと及び対象者要件を見直したことにより、利用者数は減少した。

「自分ができることは自分で行う」という視点から、本人の意欲を高め、自立を阻害しな いよう生活状況を確認しながらサービスを提供していく。

6 公衆浴場利用券交付事業

自宅に入浴施設がないため、公衆浴場等を利用する低所得の高齢者に対して、無料入浴券を交付する。

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	14 人	11 人	15 人	16 人	17 人	18 人
利用延時間	605 回	428 回	595 回	610 回	630 回	650 回

【今後の取組】

健康保持、福祉の増進及び利用見込人数の微増により、今度も事業の継続を図る。

7 日常生活用具貸与事業 *社会福祉協議会事業

社会福祉協議会では、虚弱又は身体に障害のある在宅者で、介護保険による福祉用具貸与の対象とならない方に、車いす・特殊寝台の無償貸与を行っている。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
特殊寝台	67 件	52 件	45 件	40 件	35 件	30 件
車いす	95 件	104 件	110 件	120 件	130 件	140 件

【今後の取組】

要介護認定非該当の方や、一時的なけがや疾病等で日常生活用具が必要な方等、諸制度の対象とならない方への貸与であるので、今後も継続して実施する。

8 給食サービス事業 *地域支援事業

ひとり暮らし高齢者等に対し栄養バランスのとれた食事を提供することにより、利用者の安否確認、孤独感の解消及び健康保持を図る。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	174 人	199 人	200 人	210 人	220 人	230 人
利用延回数	21, 675 回	23, 319 回	23, 400 回	23, 880 回	24, 360 回	24, 840 回

高齢者が在宅での自立した生活を続けることができるよう、単に食事を提供するだけでなく、利用者の健康状態や安否等の情報を収集し、関係機関との必要な連携を図る。

9 生活管理指導短期入所事業

基本的生活習慣が欠如し、対人関係が成りたたない等社会適応が困難な高齢者に対して、 養護老人ホーム「若草園」の空室を活用して、短期間入所、生活習慣等の指導を行うととも に体調調整を図る。

10 ふれあい型食事サービス *地区社会福祉協議会事業

市内には、福祉活動を進める地域住民の自主的な組織「地区社会福祉協議会(12 地区)」があり、ひとり暮らし高齢者等を対象に、月に1~3回程度のふれあい型の食事サービスを実施している(地区によって回数は異なる)。実施方法は、地区社会福祉協議会のボランティアが調理から配送まで実施している地区と、調理を社会福祉施設や業者に依頼し、ボランティアが配送のみ実施している地区がある。この活動は、住民主体の活動の一つとして、ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消や見守り(安否確認等)をねらいとしたふれあい型の活動である。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
実施食数	10, 542 食	10,918食	10, 650 食	10, 770 食	10,890食	11,000食

【今後の取組】

今後は、地域毎の見守り活動と連携し、大田原市社会福祉協議会とともに積極的に支援する。

第3節 居住環境の整備支援事業

要援護高齢者が、日常生活を容易にし、住み慣れた地域社会の中でいつまでも生活していくことができるよう支援するとともに、要援護高齢者の居住環境の向上を図るため、次に掲げる事業を実施する。

1 介護予防のための住環境整備事業

介護保険の住宅改修の対象とはならない、要介護認定を受けていない要援護高齢者が、日常生活を容易にするための住宅改修を行う場合に、住宅改修経費の一部を助成することにより、要援護高齢者の居住環境の向上を図る。

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	0人	0人	0人	2人	2人	2人

【今後の取組】

第6期計画中に利用はなかったが、今後も支援が必要な人のためにサービスを継続し、周知に努める。

2 住宅改修指導員派遣事業 *地域支援事業

手すりの設置や段差の解消等住宅改修を希望する高齢者に対して、住宅改修に関する専門 的知識と技術を有する「住宅改修指導員」を直接自宅に派遣することによって、住宅改修に 関する相談、助言及び指導を行うことにより高齢者の居住環境の向上を図る。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020年度
利用人数	0人	0人	0人	3人	3人	3人

【今後の取組】

第6期計画中に利用はなかったが、今後も支援が必要な人のためにサービスを継続し、周知に努める。

3 高齢者に配慮した住宅の整備

大田原市住生活基本計画には、高齢者に関連する施策も盛り込まれており、建設部建築部門と連携し、次の事業の推進を図る。

- ①住宅のバリアフリー化
 - ・新築住宅、既存住宅のバリアフリー化の普及促進
- ②地域内で安心して住み続けられる地域の形成
 - ・高齢者世帯の住み替えに対応した情報提供
- ③多様な住宅・住宅地の整備
 - ・三世代住宅に対する支援
- ④多様な住まい方の情報提供
 - ・シェアハウス等新たな住まい方の情報発信
- ⑤民間による高齢者等向け住宅の供給促進
 - サービス付き高齢者住宅の供給促進

第4節 家族介護支援事業

1 高齢者等紙おむつ等給付事業 *地域支援事業

要介護4又は5の認定を受けた在宅の高齢者等に紙おむつ及び尿取りパッドを給付することにより、高齢者等の保健衛生の保持と介護者の身体的及び経済的負担軽減を図り、高齢者等の在宅福祉の向上に資する。

【事業実績及び推計】

項目	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用人数	259 人	265 人	270 人	275 人	280 人

【今後の取組】

ケアマネジャーや配送業者と連携し、迅速な対応に努めるとともに、事業の周知を図る。 また、在宅介護の支援に資する事業として、紙おむつ等を現物支給することで、介護者の 手間や経済的負担が軽減されるよう、今後も積極的に推進する。

2 ねたきり高齢者等介護手当支給事業

要介護4又は5の認定を受けた在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者等の介護者に対し、 介護の労をねぎらい、福祉の増進を図ることを目的として、「介護手当」を支給する。

【支給実績及び推計】

項目		15 t 27) 度	20 (平成 年	28)	20 (平成 年	29)	20 (平成 年	30)	2019 年度		2020 年度	
支給月	9月	3 月	9月	3 月	9月	3月	9月	3月	9月	3 月	9月	3 月
対象者数 (人)	289	265	240	245	260	255	270	265	275	270	280	275
支給延 月数	1, 401	1, 257	1, 167	1, 148	1, 119	1, 115	1, 120	1, 115	1, 130	1, 120	1, 140	1, 130

【今後の取組】

在宅介護の支援に資する事業として、介護者の身体的・精神的及び経済的負担が軽減されるよう、事業の周知及びケアマネジャー等との連絡調整に努める等、今後も積極的に支援する。

3 徘徊高齢者家族支援サービス事業 *地域支援事業

認知症等のために徘徊行動がある高齢者と介護者に対し、現在位置を探索するための機器 を貸与し、徘徊高齢者の生活の安全を確保する。

【事業実績及び推計】

項	目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019年度	2020年度
貸与者	(人数)	7人	4人	2人	3人	3人	4人
位置確定	認サー 回数)	0 0	1 🛭	0 🛭	1 🛭	1 🛭	2 🛭
現場急	行サー 回数)	0 🛭	0 🛭	0 🛭	1 🛭	1 🛭	1 🗇

※2017 (平成 29) 年度は 12 月末日までの実績

【今後の取組】

事業の利用者は減少傾向にあるが、高齢者の安全と介護者の精神的負担を軽減できるよう引き続き支援していく。

第5節 見守り体制等事業

地域社会が協力しあって、ひとり暮らし高齢者等を見守り、安心して生活を続けていける よう支援し、これら高齢者等の福祉の向上を図るため、次に掲げる事業を実施する。

1 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者等が自宅で急病、災害等の緊急事態に見舞われた場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるよう、緊急連絡用装置一式を貸与する。

利用者の自宅には、生活者の動きを感知する人感センサー及び室内の出火を感知する火災 警報器を取り付けており、利用者の生活反応が確認できない場合や自宅火災が発生した場合 にも、緊急センターへ自動的に通報される仕組みとなっている。

また、利用者が外出先等で不測の事態になったとき、早急にその身元が判明できるように、 事前に利用者の情報を登録した見守り安心シールを貼り付けておくことで利用者の見守り体 制を強化している。

【緊急通報装置の設置数及び設置見込み数】

項	目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
設置	台数	354 台	339 台	344 台	349 台	354 台	359 台

高齢者の安否確認と孤独感を解消し、在宅での自立した生活を続けていけるよう事業を積極的に推進し、各関係機関と連携しながら見守り体制を強化していく。

2 老人福祉電話貸与事業

電話の無い低所得のひとり暮らし高齢者に対して、電話を無償で貸与することにより、別居の家族や近隣の人々との電話による連絡体制を確保する。

【老人福祉電話の利用台数及び見込み台数】

項	目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用	台数	24 台	24 台	24 台	24 台	24 台	24 台

【今後の取組】

低所得者のひとり暮らし高齢者の緊急連絡手段として、今後も継続してサービスを提供する。

3 日常生活用具給付等事業

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、火災警報器等の日常生活用 具を給付(貸与)することにより、火災の予防、警報及び初期消火を図り、これらの高齢者 の福祉の増進と介護者の負担を軽減する。

【日常生活用具の種類及び対象者】

種目	対 象 者
火災警報器	概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者 ひとり暮らし高齢者
自動消火器	同上
電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要とされる、概ね65歳以上の低所得 のひとり暮らし高齢者

【日常生活用具の利用台数及び見込み台数】

種目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
火災警報器	1台	O台	1台	1台	1台	1台
自動消火器	0 台	0台	1台	1台	1台	1 台
電磁調理器	2台	0台	3 台	3 台	3台	3 台

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者の福祉増進、安全の確保のために、継続してサービスを提供する。

4 老人クラブ友愛訪問事業 *社会福祉協議会事業

社会福祉協議会では、地域のひとり暮らしやねたきりの高齢者等の孤立を防止し、社会参加を促進することをねらいに、単位者人クラブの協力を得て、月2~3回の友愛訪問活動を 実施しており、今後も継続して支援していく。

安心生活見守り事業(71頁)との並行開催により本事業の報告件数は減少しているが、実質活動件数・内容等は継続している。

【事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
実施老人 クラブ数	26 人	20 人	20 人	20 人	18 人	18 人

5 ひとり暮らし高齢者乳酸菌飲料支給事業

外出の機会が少ない等、虚弱・病弱なひとり暮らし高齢者に対し、乳酸菌飲料を支給する ことにより、利用者の健康増進、安否確認及び孤独感の解消を図る。

この事業は、単に乳酸菌飲料を支給するだけでなく、利用者の健康状態、生活環境、支援 に関する希望等の情報を収集し、関係機関との必要な連携を図ることを目的の一つとしてい る。

【高齢者乳酸菌飲料支給事業実績及び推計】

項目	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数(人)	278 人	291 人	295 人	300 人	305 人	310 人
支給延本数 (本)	36, 197 本	33, 590 本	34, 310 本	35, 030 本	35, 750 本	36, 470 本

【今後の取組】

高齢者の安否確認と孤独感を解消し、在宅での自立した生活を続けることができるように 今後も支援し、見守り組織等の関係機関と協力していく。また、利用者の生活状況を定期的 に確認し、支給の適否を見極めながら実施していく必要がある。

6 日常生活自立支援事業(あすてらす)*社会福祉協議会事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスに関する情報提供、助言、手続きの援助、日常的金銭管理に関する利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための援助を行うとともに、定期的な訪問により、生活上の変化を察知し、他のサービスや機関につなげる事業である。

栃木県の権利擁護システム

【利用者の範囲】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない方、また虚弱な高齢者、 身体にハンディがある方で、自立した生活が困難な方(※在宅生活、病院入院、福祉施設入 所を問わない。ただし、本人自らが援助を求め、困っていることを認識し、契約するときの 支援計画の内容が理解できる方を対象とする。)

【支援の内容】

○福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供や相談等
- ・福祉サービスの利用や利用をやめるために必要な手続きの援助
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助

○日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払いの援助
- ・年金・福祉手当の受領や医療費の支払いの援助
- 税金や社会保険料、公共料金の支払いの援助
- 日用品等の代金の支払いの援助
- その他、必要な支払い、預金の払戻、解約、預金の預け入れ等の金銭管理の援助

○書類等の預かりサービス(保管できる書類等)

預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書等の重要書類を保管する。 ただし、現金、株券、貴金属類等は預かることはできない。

〇日常生活の見守り

日常生活状態の変化等に気配りをし、必要に応じて利用者の了解のもと、関係機関につなぐ等の援助をする。

【実施主体】

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会(とちぎ権利擁護センターあすてらす)が実施主体であるが、県内13か所の基幹的社会福祉協議会が業務の一部を受託して実施している。大田原地区は、大田原市社会福祉協議会(あすてらすおおたわら)が実施している。

【日常生活自立支援事業への対応】

日常生活自立支援事業を市民や関係機関(警察・消防・金融機関等)に広く啓発するとともに、地域包括支援センター、ケアマネジャー、ホームヘルパー等を介して、高齢者等の権利擁護に関する相談を受付け、大田原市社会福祉協議会(あすてらすおおたわら)が必要な調整を図る。更に専門家の判断が必要な場合は、基幹型支援センターを窓口として、個別ケースに対応する。